第2回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年8月8日(金) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 本庁 2階 201、202会議室 会議に附した議案題目

日程第	1		議事録署名者の指名について
日程第	2		会期の決定について
日程第	3	報第1号	農業生産法人の報告等(平成25年度)について
日程第	4	報第2号	業生産法人の報告等(平成26年度)について
日程第	5	報第3号	農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて
日程第	6	議第1号	農地法第3条の規定による権利移動の許可について
日程第	7	議第2号	農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に 意見を付する件について
日程第	8	議第3号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更 の許可申請に意見を付する件について
日程第	9	議第4号	農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付 する件について
日程第1	0	議第5号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更 の買受適格証明願に意見を付する件について

日程第11 議第6号 農用地利用集積計画の決定について

○本日会議に出席した委員(議席順)

空野光治、丸山斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、車戸明良、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

- ○本日会議に欠席した委員 なし
- ○本日会議に出席した職員等林務課長 藤下定幸畜産課長 丸山浩一飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美農地相談員 大平茂
- ○本日会議に欠席した職員等 なし
- ○本日会議に出席した事務局職員

事務局長伏見七夫事務局次長林篤志振興主事中田義博農地主事清水一徳

書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大 江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、舩坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員 なし 職務代理

ただいまより第2回高山市農業委員会を開催いたします。

本日、議席番号 13番 橋場茂子 委員、 17番 小林達樹 委員 から遅刻の報告がありましたのでよろしくお願いします。

なお、現在の出席委員は 36 名中 34 名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の 規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、議長より挨拶を願います。

議長

天候不順の中、台風11号が近づいてきております。 今回の台風は、飛騨地域にも影響を与えかねません。被害のでな いことを祈ります。

今委員会から、本格的な審議を開始いたします。国の方針の不 透明性や法律成立の可否もありますが、現法律に基づいた審議を お願いします。合せて皆様の任期中のご検討を期待します。

私たちは、高校野球にたとえればグランドキーパーの仕事であり、地域の農家が儲かるように任期3カ年ご尽力いただき、高山市農業の発展に力を貸していただきたい。地域で選ばれた方々ばかりですので共に力を合わせ頑張りたいと思います。

本日も、最後まで慎重なご審議をお願いしあいさつとさせてい ただきます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従いただいまから議事に移ります。 進行は議長が務めます。

議長

議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。

(憲章朗唱)

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません か。

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。

議席番号 3番 藤井和豊 委員と、4番 大森治良 委員を 指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第1号 農業生産法人の報告等(平成25年度) について を議題とします。

事務局の説明を願います。

清水農地主事

それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。 今回は45法人のうち1法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、① 法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番 国府町東門前にあります農事組合法人は、認定農業者でもあり、畑4.6 haを経営耕作し水稲の作業受託をしています。 以上ご報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第4 報第2号 農業生産法人の報告等 (平成26年度)について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

清水農地

引き続き平成26年度分を報告します。

平成26年度分の47法人のうち今回は5法人についての報告 となります。

1番 清見町福寄にあります農事組合法人は、認定農業者でもあり、田33.1ha、畑0.2ha、計33.3haを経営耕作し水稲、トマト、菌床椎茸の栽培・販売をしています。

2番 清見町大原にあります有限会社の法人は、認定農業者でもあり、田1.2ha、畑2.9ha計4.1haを経営耕作しホウレンソウ、菌床椎茸を栽培・販売をしております。

3番 清見町三ツ谷にあります有限会社は、認定農業者でもあり、田1.2 ha、畑0.4 ha、採草地1.6 haで計3.2 haを経営耕作し、水稲、花卉栽培の他、肉用牛の肥育で165頭飼育しております。

4番 国府町上広瀬にあります農事組合法人は、認定農業者でもあり、田53.7haを経営耕作し、水稲、飼料用米、加工用米、栽培・販売の他農作業受託をしております。

5番 上宝町本郷にあります有限会社の法人は、認定農業者でもあり、田39.8ha、畑1.3ha、計41.1haを経営耕作し、水稲、トマト、菌床椎茸の栽培の他、野菜加工販売、農作業受託をしております。

以上ご報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第5 報第3号 農地法の規定に基づく 許可処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を求めます。

池田書記

新宮町地内におきまして、田4筆 1,320㎡を高齢者共同住宅として2月に申請、3月の農業委員会に上程された案件です。申請者において、当該計画の変更をして、駐車場及び菜園を追加したいため、取下げの申請が出されました。

なお、この件については変更した内容で今回5条申請が提出されておりますので、後程ご審議いただくこととなります。よろしくお願いします。

以上 1件ご報告いたします。

議 長 以上、報告のとおり確認しました。

それでは続いて、日程第6 議第1号 農地法第3条の規定に よる権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の 各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を 満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者につ いても申請書記載内容を確認しておりますのでご了承願います。 本日は、12件の上程となります。

1番は、下岡本町地内の案件で、JRとすのり川に挟まれた位置になります。田1筆 26㎡について申請地近くに土地所有する受け人が、取得するものです。受人の耕作面積は61,034㎡で、作付けについては普通野菜の予定です。

2番は、漆垣内町地内の案件になります。場所は、大八グランドの東に位置します。田1筆 畑1筆 52㎡を受け人が隣地取得するものです。受け人の耕作面積は 23,469㎡で、作付けについては水稲を予定しています。

3番は丹生川町地内の案件になります。畑1筆 179㎡を受人が隣地取得するものです。受人家族の耕作面積は12,290㎡で、作付けについては普通野菜を予定しています。

6番は、清見町二本木地内の案件になります。田1筆 391 m^2 を受人が隣地取得するものです。受人の耕作面積は7,222 m^2 であり、作付けは水稲を予定しています。

7番は、久々野町大西地内の案件になります。畑1筆 841

㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は 9,965㎡で、 作付け予定については露地野菜を予定しています。

8番9番は関連して説明いたします。久々野町無数河地内の案件になります。現地写真については、抜粋となりますが、支所職員がすべて確認済みです。8番は畑 現況畑 13筆、26,849㎡を経営移譲するものです。親から子への使用貸借契約によります。9番は、現況畑1筆、3500㎡を、8番の経営移譲により、親が契約していた賃貸借契約を、一旦解約し、後継者の息子がその相手と契約しなおすものです。作付けについては果樹で、もも なし リンゴです。

10番は、朝日町西洞地内の案件になります。田1筆、畑4筆3,086㎡を取得し経営規模拡大するものです。受人の耕作面積は、4,567㎡で作付けについては水稲と普通野菜を予定しています。

11番は、国府町漆垣内地内の案件になります。田2筆、4,802㎡を取得し、経営規模拡大するものです。受人の耕作面積は、2,974㎡で下限面積を下回りますが今回の件で5,000㎡をクリアすることとなります。

12番は、上宝町蔵柱地内の案件になります。畑1筆、田4筆 3,333㎡を贈与するものです。受人の耕作面積は、17,1 03㎡で、作付は水稲、施設野菜等の予定であります。

以上、12件、現況を含めて 田18筆、畑22筆、合わせて 40筆、49,676㎡についてご審議をお願いいたします。

議長ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定 による権利移動の許可について、許可することと決定いたします。

議 長 続きまして、日程第7 議第2号 農地法第4条の規定による 使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とし ます。

事務局の説明を願います。

池田書記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は2件の上程となります。

1番は三福寺町の案件です。畑1筆29㎡について、造成後の 植林を予定しています。 隣地は山林に囲まれています。

2番は国府町広瀬町地内の案件です。田1筆49㎡について、 隣接する宅地とあわせて既に駐車場として利用済みで今回顛末書 を付して、正式に転用許可を求めるものです。

以上、2件、田1筆、畑1筆 計78.00㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定 による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可 相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第3号 農地法第5条の規定による 権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、19件の上程となります。

1番は、花岡町地内の案件です。畑1筆、171㎡について、 受人が転用して宅地分譲するものです。予定では1区画の宅地に する計画をされています。

2番は、新宮町地内の案件です。先ほど、報告させていただいた申請取り下げをした箇所になります。現況を含め 田7筆 畑4筆 2,371㎡について、受人が高齢者共同住宅利用施設とその駐車場及び菜園地に転用するものです。都市整備課のまちづくり条例の対象です。

3番は、桐生町地内の案件です。田1筆199㎡、について、 娘夫婦の住宅として転用するもので、これに応じるものです。

4番は、赤保木町地内の案件です。田1筆 475㎡、について、賃貸借契約により、受人が介護施設に転用するものです。

5番は、下切町地内の案件です。こちらは、3人の所有する 田 4筆 1, 485 ㎡について、受人が取得して建設業の資材置き場に転用するものです。

6番は、松之木町地内の案件です。こちらは、畑1筆971㎡ を、受人が取得し個人住宅に転用するものです。

7番は、江名子町地内の案件です。こちらは、田1筆 330 m^2 を、個人住宅に転用するものです。

8番は、石浦町地内の案件です。こちらは、田2筆 426㎡ を、宅地分譲するものです。2か所で4区画の予定です。

9番は、丹生川町日面地内の案件です。こちらは、畑1筆のうち 24㎡を、農家住宅の庭に転用するものです。既に隣地の受人が、庭として利用していたため、顛末書あります。

10番は、清見町上小鳥地内の案件です。こちらは、畑1筆の うち 2,604㎡を、東海北陸自動車道の工事に関する、資材 置場と駐車場に一時転用するものです。期間は3年間です。

11番は、清見町牧ケ洞町地内の案件です。こちらは、畑2筆 田1筆 264㎡を、個人住宅と駐車場に転用するものです。す でに転用をしてしまっていたため、顛末書の提出あります。

12番は、清見町三日町地内の案件です。こちらは、田2筆 4

40㎡を、農家住宅に転用するものです。すでに土場としていた ため、顛末書の提出があります。

13番は、荘川町六厩地内の案件です。こちらは、現況採草地 1筆 3,733㎡を、東海北陸自動車道の4車線化に伴う残土 の一時置場に転用するものです。期間は1年8カ月の予定です。

14番は、久々野町大西地内の案件です。こちらは、畑2筆 246㎡を、個人住宅の駐車場と家庭菜園に転用するものです。

15番は、久々野町久々野地内の案件です。こちらは、田2筆 のうち 313.06㎡を、個人住宅に転用するものです。

16番は、朝日町万石地内の案件です。こちらは、田2筆 1,026㎡を、太陽光発電施設に転用するものです。資材置場等としていたため顛末書の提出あり。

17番は、国府町桐谷地内の案件です。こちらは、畑1筆 343㎡を、山林に転用するものです。すでに隣地の山林と一体化しているところです。

18番は、国府町八日町地内の案件です。こちらは、田3筆 6, 133㎡を、太陽光発電施設に転用するものです。

19番は、国府町広瀬町地内の案件です。こちらは、田3筆 1,718㎡を、太陽光発電施設に転用するものです。

以上、19件、現況含めて 田29筆、畑13筆、採草地1筆 合わせて43筆、22560.06㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第4号 農地転用許可後の事業計画 変更申請に意見を付する件について を議題といたします。 事務局より説明を願います。

池田書記

本日は、1件の上程となります。

国府町地内の案件になります。位置はこちらなります。ほとんど古川町との境になります。変更申請の理由は、平成16年11月5日付け2026号にて5条の農地転用許可を受け、治療院の倉庫として許可されましたが、情勢の変化で不要となったため、山林に隣接する箇所であり営農に向かないため植林して山林に転用申請するものです。

以上 1件のご審議、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更申請に意見を付する件について、意見なしといたします。

議 長

続きまして、日程第10 議第5号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局より説明を願います。

池田書記

この件は、裁判所が競売に出している物件で農地が含まれる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。

あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて、5条申請による転用許可が必要となります。

今回は、1件の上程となります。

場所は、国府町半田の荒城川の近くに位置します。所有者宅に 隣接する畑1 筆 164 ㎡です。申請者は、同町内の農家で、申 請地については、駐車場として利用をしたいとの希望であります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法 第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願 に意見を付する件について、意見なしといたします。

議 長 続きまして、日程第11 議第6号 農用地利用集積計画の決 定について を議題といたします。

> 8番は委員案件でありますので該当委員には退室いただきま す。杉本委員に退室願います。

(杉本委員退室)

事務局の説明を願います。

議長

舩坂書記

本日は27件の利用権設定、1件の所有権移転、合わせて28件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

8番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

8番について、認定農業者ある借人は施設園芸(トマト)、露地野菜の経営をしており、畑1筆3,041㎡を新規11年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトの生産を行うものです。

以上、8番につきまして、ご審議を願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用 集積計画の決定について、8番について承認といたします。 杉本委員には入室願います。

(杉本委員入室)

議長

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、8番 以外の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

舩坂書記

それでは引き続き、8番以外のご説明をいたします。

1番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、 田 2 2 \$ 1 1, $5 1 1 \text{ m}^3$ を新規 $2 \sim 5$ 年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

 $2\sim3$ 番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田、畑合わせて23第19,46 3㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲および露地野菜を生産するものです。

4番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田3筆3,456㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

5番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草、トマト)の経営をしており、田3筆2,853㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、施設園芸として利用するものです。

 $6 \sim 7$ 番について、認定農業者である借人は施設園芸 (メロン)、 肉病牛(繁殖 1 2 頭)、水稲の経営をしており、田 6 筆 5 , 3 7 5 ㎡を新規 1 0年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

9番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)、露地野菜の経営をしており、田3筆3,943㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。

- 10番について、地域の担い手である借人は施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田1筆1,558㎡を更新3年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草の生産を行うものです。
- 11番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田1筆2,389㎡を更新3年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲の生産を行うものです。
- $12\sim14$ 番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田3筆8,958㎡を更新10年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草の生産を行うものです。
- $15\sim17$ 番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田、畑4筆4,711㎡を新規3 ~5 年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。なお、畑地目については水田台帳に記載されていることを確認しております。
- 18~22番について、農地利用集積円滑化団体である借人は、 円滑化事業に伴い農地所有者より委任を受け、田、畑8筆13, 704㎡を新規10年の賃貸借権、使用貸借権を設定するもので す。
- 23番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田2筆4,334㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。
- $24\sim26$ 番について、認定農業者である借人は水稲、露地野菜の経営をしており、田5筆7,870㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲の生産を行うものです。
- 27番について、新規就農計画認定者である借人は施設園芸(トマト)の経営を行うため、一之宮町地内の農家で2年間の研修を経て、畑1筆7,936㎡の内1,500㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、施設園芸によりトマトの生産を行うものです。
- 28番について、認定農業者である買い手は酪農(乳牛72頭)、 水稲の経営をしており、農振農用地である畑1筆2,072㎡を 取得し飼料畑として利用するものです。

以上、8番以外、所有権移転1件を含む27件につきましてご 審議をお願いいたします。 議 長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の 決定について、8番以外については承認といたします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご 意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれをもちまして、第2回高山市農業委員会を閉会い たします。ありがとうございました。

午後3時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

藤井 和豊 委員

大森 治良 委員